

道路交通法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（警察庁長官への権限の委任） 第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知並びに法第百六条及び第百七条の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。</p>	<p>（警察庁長官への権限の委任） 第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知、<u>法第百六条の規定による報告の受理及び通報並びに法第百七条の六の規定による報告の受理に関する</u>事務は、警察庁長官が行う。</p>